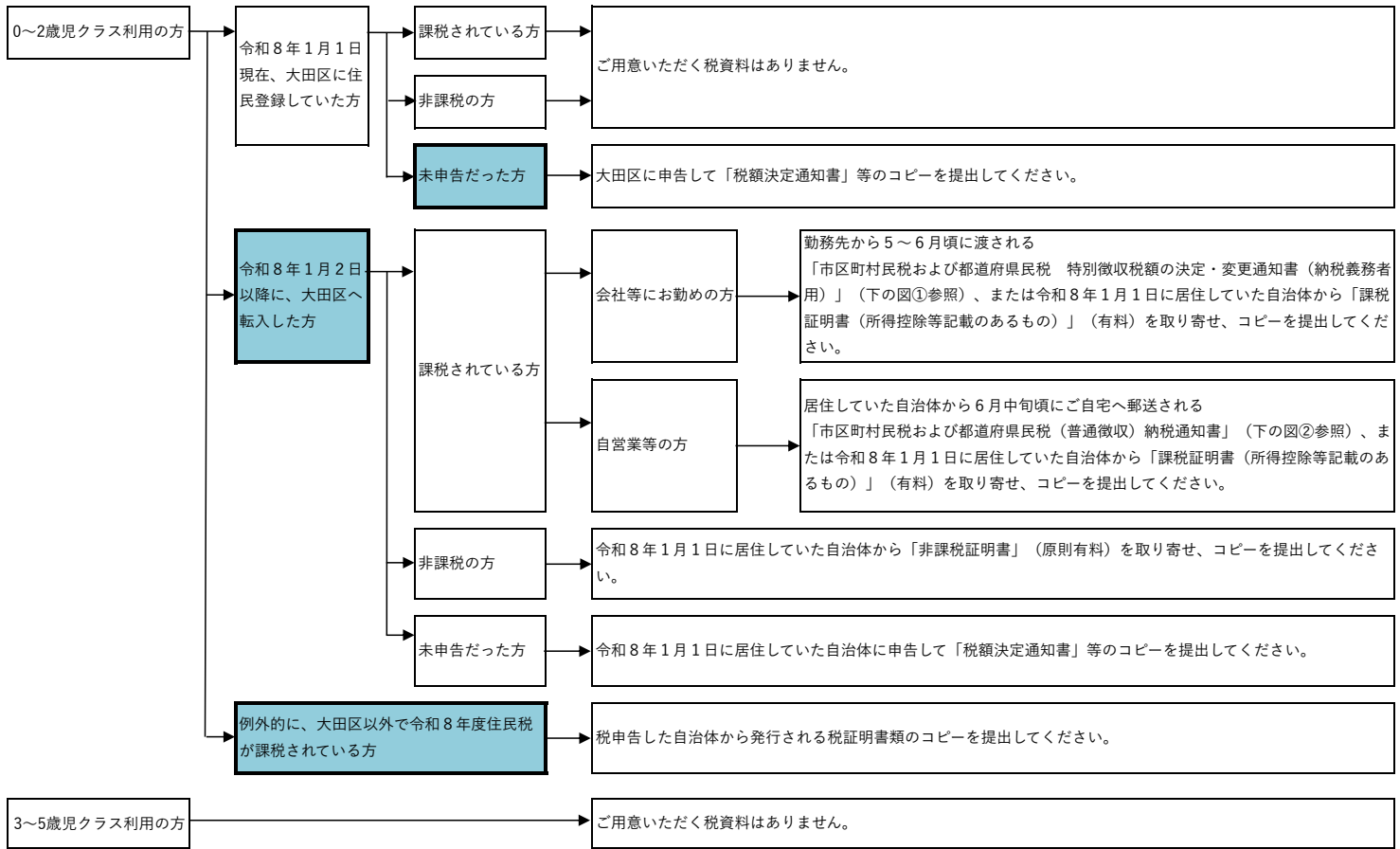


税資料の提出について

(令和8年9月～令和9年3月分を申請する場合)

で表示された箇所に該当する方は、**税資料の提出が必要**になります。



図①「市区町村民税および都道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」

(下図は大田区の見本です。様式は各区市町村で異なります。)

図②「市区町村民税および都道府県民税（普通徴収）納税通知書」

(下図は大田区の見本です。様式は各区市町村で異なります。)